

「BB ライフホームドクター」 サービス利用規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「BB ライフホームドクター」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されるものとします。
2. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、当社インターネットサービス（後記第2条第13号に定義します。）の会員を対象とする、健康支援サービスの利用権の提供およびお見舞金サービスをいいます。
- (2) 「健康支援サービス」とは、当社が指定する会社（以下「サービス提供会社」といいます。）を通じて提供される、WEBによる健康情報提供サービス、24時間電話健康相談サービスを利用できるサービスをいいます。
- (3) 「お見舞金サービス」とは本規約に基づき、一定の条件のもとで当社がお見舞金を提供するサービスをいいます。
- (4) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (5) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (6) 「契約成立日」とは利用契約が締結された日をいいます。
- (7) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。
- (8) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社の定める「「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」および「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」により提供される電気通信サービスをいいます。
- (9) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。
- (10) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。
- (11) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。
- (12) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「SoftBank Air サービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」のことをいいます。
- (13) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (14) 「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 契約の成立等

第3条（契約の単位）

本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約ごとに1つの利用契約を締結することができるものとします。

第4条（申し込みの資格）

1. 本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスにお申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。
2. 本サービスは個人向けサービスです。法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、または法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの申し込みを行う者は、本サービスの申し込み資格を有しません。

第5条（利用契約の申し込み）

1. 利用契約のお申し込みは、予め当社が定める本規約、およびサービス提供会社の定める「健康支援サービス利用規約」に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスのお申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
 - (2) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、お申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、またはお申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
 - (3) 申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき。
 - (4) 過去に不正利用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。
 - (5) 申込者が過去に本サービスの利用契約成立前にお申し込みの撤回をしたとき。
 - (6) 当社インターネットサービスのお申し込みと同時に本サービスのお申し込みを行った場合において、当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかったとき。
 - (7) その他当社が適当でないと判断するとき。

第6条（利用契約の成立）

1. 当社インターネットサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合の利用契約の成立は以下のとおりとします。
 - (1) SoftBank 光を除く当社インターネットサービスと同時にお申し込みの場合、当社インターネットサービスの利用契約の成立日に本サービスの利用契約も成立するものとします。
 - (2) SoftBank 光と同時にお申し込みの場合、SoftBank 光の工事予定日もしくは転用（SoftBank 光サービス規約第2条18項に定義）予定日に、本サービスの利用契約が成立するものとします。
2. 当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受諾した日に契約が成立するものとします。

第7条（健康支援サービスの利用）

会員は、健康支援サービスを利用するにあたり、サービス提供会社が別途定める健康支援サービス利用規約を遵守するものとします。

第3章 利用料金等

第8条（利用料金等）

1. 利用料金等は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は利用料金を支払うものとしします。
2. 当社は、利用料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をヤフー株式会社その他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとしします。
3. 利用料金等の課金開始日は以下の通りとしします。
 - (1) 本サービスを初めて申し込み、2015 年 6 月 1 日までに本サービスの利用契約が成立した者：本サービスの利用契約成立日が属する月の翌々月の 1 日
 - (2) 本サービス解約後において再度本サービス申し込み、2015 年 6 月 1 日までに本サービスの利用契約が成立した者：本サービスの利用契約成立日が属する月の 1 日
 - (3) 当社インターネットサービスと同時に本サービスを申し込み、2015 年 6 月 2 日以降に本サービスの利用契約が成立した者：当社インターネットサービスの課金開始日と同日
 - (4) 当社インターネットサービスの利用契約成立後、本サービスを申し込み、2015 年 6 月 2 日以降に利用契約が成立した者：本サービスの利用契約成立日と同日
4. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則としてお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。

第 9 条（利用料金等の支払方法）

1. 会員は利用料金等を、当社インターネットサービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとしします。
2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、当社インターネットサービス会員規約に定めるところによるものとしします。

第 4 章 サービスの提供

第 10 条（本サービスの提供範囲）

1. 当社は、利用契約を締結した会員に対し、本サービスを提供するものとしします。
2. 当社は、お見舞金サービスについて対象期間（後記第 11 条に定義）を定めるものとしします。

第 11 条（お見舞金サービスの対象期間）

1. お見舞金サービスは、お見舞金支払事由が次項に定める対象期間に発生した場合に適用されるものとしします。
2. 対象期間の開始日は、本サービスの契約成立日の属する月の翌々月 1 日とし、終了日は本サービスの利用契約の終了日としします。

第 12 条（お見舞金サービスの内容およびお支払い金額）

お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金、花粉症手術見舞金、がんセカンドオピニオン見舞金、自転車事故入院見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとしします。

※虫歯とはう蝕症のことを指します。

(1) お見舞金の種別、金額、適用範囲

お見舞金の種別	金額	適用範囲
入院見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が傷害により、日本国内の医療機関で入院した場合
先進医療見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が疾病または傷害のため先進医療を受けた場合
介護見舞金	金 100,000 円	会員または会員の配偶者が要介護状態となった場合
虫歯見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者がう蝕症第 1 度 (C1)、う蝕症第 2 度 (C2)、う蝕症第 3 度 (C3) またはう蝕症第 4 度 (C4) となり、日本国内の歯科医院でう蝕

		症治療を受けた場合
花粉症手術 見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が花粉症患者で、健康保険が適用となるレーザー治療、高周波メス手術（鼻腔粘膜焼灼術）を受療した場合
がんセカンドオ ピニオン見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が、がん（※）と診断され、治療方針につき他の医療機関のセカンドオピニオン外来を受診した場合 （※）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫は対象となりません。
自転車事故入院 見舞金	金 10,000 円	会員または会員の配偶者が自転車搭乗中の傷害等により、日本国内の医療機関で入院した場合

(2) 入院見舞金、自転車事故入院見舞金は補償対象年度（注）あたり、会員または会員の配偶者のいずれかについて 1 回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。

（注）対象期間の開始日から 1 年後の午後 12 時までとします。以降 1 年ごとに更新いたします。

(3) 虫歯見舞金は補償対象年度あたり、会員または会員の配偶者のそれぞれについて 1 回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。ただし、会員の配偶者については、2015 年 3 月 3 日以降にお見舞金支払事由が発生した場合に限ります。

(4) 虫歯見舞金の申請は、う蝕症第 3 度（C3）または、う蝕症第 4 度（C4）の治療の場合、2013 年 6 月 4 日以降に治療を受けたものが対象となります。また、う蝕症第 1 度（C1）または、う蝕症第 2 度（C2）の治療の場合、2014 年 2 月 4 日以降に治療を受けたものが対象となります。

(5) 花粉症手術見舞金は、会員または会員の配偶者のいずれかについて、1 回限り（永年）としてお支払いします。

(6) がんセカンドオピニオン見舞金は、会員または会員の配偶者のいずれかについて、1 回のがん診断につき 1 回且つ補償対象年度あたり 1 回としてお支払いします。

(7) 花粉症手術見舞金、がんセカンドオピニオン見舞金、自転車事故入院見舞金は、2016 年 2 月 1 日以降にお見舞金支払事由が発生した場合に限りお支払いします。

(8) 同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大 10 万円となります。

(9) 本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大 10 万円となります。

（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。

(10) 同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。

<適用範囲の分類について>

①傷害

急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

ア．細菌性食中毒

イ．ウイルス性食中毒

（注）急激に生ずる中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

②疾病

①の傷害以外の身体の障害をいいます。なお、疾病によって被った傷害については疾病として取り扱います。

③先進医療

厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）第 1 条第 1 号に規定する先進医療をいいます。（新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術は対象となりますが、承認取消等の事由によって先進医療でなくなっている場合は対象となりません。）ただし、先進医療ごと

に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。

④要介護状態

傷害、疾病または精神障害により 2 週間以上にわたり常時介護を必要とする別表 1 の状態をいいます。

第 13 条(お見舞金をお支払いできない場合—その 1 共通)

1. 前条に定めるお見舞金について、事由の如何を問わず次の各号のいずれかに該当する場合は、会員はお見舞金を受け取る資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 「BB ライフホームドクター」お見舞金申請デスクに申請書が到着した時点で、本サービスの利用契約を解除している場合。
- (2) お見舞金申請受付日が属する月までの利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、その解消が、お見舞金申請月の 3 ヶ月後の月末までにされたことを当社が確認できなかった場合。
- (3) 所定の見舞金申請書およびその他必要書類に不備(不足書類を含む)、誤記、または記載漏れがあり、当社の申請受付日が属する月から 3 ヶ月以内に訂正されない場合。
- (4) 本サービスの利用契約を解除後、再度お申し込みいただき、過去に終了した契約期間中に発生した事故についてのお見舞金の申請。
- (5) 日本国内の医療機関以外で受けた、傷害または疾病の治療行為等

2. お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員はお見舞金を受け取る資格がなく、当社はお見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 会員または会員の配偶者の故意
- (2) 会員または会員の配偶者の犯罪行為
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注 1)
- (4) 核燃料物質 (注 2) もしくは核燃料物質 (注 2) によって汚染された物 (注 3) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- (5) (3) および(4) の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

(注 1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注 2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第 14 条 (お見舞金をお支払いできない場合—その 2 入院見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は入院見舞金を受け取る資格がなく、当社は入院見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由を含みます。
- (2) 会員または会員の配偶者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- (3) 会員または会員の配偶者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態での自動車または原動機付自転車の運転
- (4) 第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、既に発生している会員または会員の配偶者の入院

第 15 条 (お見舞金をお支払いできない場合—その 3 先進医療見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は先進医療見舞金を受け取る資格がなく、当社は先進医療見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群 (注) または腰痛でいずれも会員または会員の配偶者にそれを裏付ける

に足る医学的他覚所見のないもの。

- (2) 妊娠、出産または早産
- (3) 性病
- (4) 精神障害
- (5) 第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、既に発生している会員または会員の配偶者が受けた先進医療
- (6) 第 14 条 (1) 乃至 (3) に定める事由

(注) 頸部症候群 いわゆる「むちうち症」をいいます。

第 16 条 (見舞金をお支払いできない場合—その 4 介護見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は介護見舞金を受け取る資格がなく、当社は介護見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 介護対象者の先天性異常
- (2) 第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、既に発生している会員または会員の配偶者の要介護状態
- (3) 第 14 条 (1) 乃至 (3) に定める事由

第 17 条 (見舞金をお支払いできない場合—その 5 虫歯見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は虫歯見舞金を受け取る資格がなく、当社は虫歯見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、会員または会員の配偶者がう蝕症第 1 度 (C1)、う蝕症第 2 度 (C2)、う蝕症第 3 度 (C3) またはう蝕症第 4 度 (C4) の治療を受けている場合
- (2) 第 14 条 (2) に定める事由

第 18 条 (お見舞金をお支払いできない場合—その 6 花粉症手術見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は花粉症手術見舞金を受け取る資格がなく、当社は花粉症手術見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 第 12 条第 1 項に定める以外の事由

第 19 条 (お見舞金をお支払いできない場合—その 7 がんセカンドオピニオン見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員はがんセカンドオピニオン見舞金を受け取る資格がなく、当社はがんセカンドオピニオン見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 第 12 条第 1 項に定める以外の事由

第 20 条 (お見舞金をお支払いできない場合—その 8 自転車事故入院見舞金)

お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であるとを問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は自転車事故入院見舞金を受け取る資格がなく、当社は自転車事故入院見舞金をお支払いいたしません。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由を含みます。
- (2) 会員または会員の配偶者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- (3) 会員または会員の配偶者が酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態での自転車の運転
- (4) 第 11 条第 2 項に定める対象期間の開始日より前に、既に発生している会員または会員の配偶者の入院
- (5) 自転車搭乗中の傷害ではない事由

第21条（お見舞金申請の手続き）

1. お見舞金を支払う事由が発生した場合、会員は当社所定の見舞金申請書を本サービスの WEB ページよりダウンロードするか、または当社へ連絡のうえ当社所定の見舞金申請書の送付を受けることにより取得し、第11条に定める対象期間内に当該申請書およびその他必要書類を当社に送付するものとします。
2. 会員へのお見舞金は、当社が前項に定める見舞金申請書およびその他必要書類を受領し、当社が本規定に基づく支払条件を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものと認めた場合、会員指定の口座にお振り込みいたします。
3. 当社は、見舞金申請書およびその他必要書類を受領後、前項に定める判断を翌々月末迄に行い、これを充たしているものと認めた場合、当社判断の確定日より1ヶ月以内に当該お見舞金をお支払するものとします。ただし、申請書類に不備がある場合等は、この限りではありません。

第21条の2（お見舞金申請権の消滅時効）

第11条及び前条第1項にかかわらず、お見舞金支払事由の発生の翌日から起算して5年を経過した場合は、お見舞金を申請する権利は、時効によって消滅します。ただし、前条第1項に定める必要書類として、お見舞金支払事由を証明できる公的書類を当社に送付し、当社がお見舞金支払事由の存在を確認できた場合は、この限りではありません。

第5章 会員の義務等

第22条（禁止事項）

1. 会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を他の会員に提供する行為
 - (2) 他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - (3) 他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - (4) 他の会員または第三者の著作権その他の知的財産権および保護されるべき法的権利（以下「著作権等」といいます。）を侵害する行為
 - (5) 他の会員または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - (6) 自己または第三者の営利を目的とする行為
 - (7) 法令に違反したまたは違反のおそれのある行為、あるいは法令に違反したまたは違反のおそれのある情報を他の会員に提供する行為
 - (8) 本サービスを通じて入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為
 - (9) 本サービスの運営を妨げるような行為
 - (10) 本サービスの信用を毀損するような行為
 - (11) サービス提供会社が定める健康支援サービス利用規約に違反する行為
 - (12) その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為
2. 会員が前項記載の禁止行為に違反し、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責任を負うものとします。また、会員が本サービスで公開した情報に起因して第三者と紛争が生じた場合には、会員は自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとし、当社にいかなる迷惑もかけないものとします。

第23条（会員登録内容の変更）

本サービスのお申し込みにあたり登録した内容に変更が生じた場合は、会員は当社所定の方法により、速やかに変更登録をしなければならないものとし、当該変更登録がなかったことで会員が不利益、損害等を被ったとしても、当社は会員に対し一切責任を負わないものとします。

第6章 サービスの中断、停止等

第24条（本サービスの中止・中断）

1. 当社は、本サービスの運営のため必要と認められる場合、本サービスの利用を制限することができます。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。
 - (1) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (2) 前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。
3. 本条に定める本サービスの中止・中断により会員が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は何らの責任も負わないものとします。

第25条（サービス提供に関する免責事項）

1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。
2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。
3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。
4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
5. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。
6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。
7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。
8. 健康支援サービスは、サービス提供会社が定める健康支援サービス利用規約により提供されるものであり、健康支援サービスの利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。

第26条（本サービスの変更、追加）

当社は、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。

第7章 利用契約の終了

第27条（会員側からの解約）

1. 会員が解約しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達し

- た月の末日（以下「解約成立日」といいます。）をもって本サービスの利用契約が解約されるものとします。
2. 前項の場合、会員は、解約申し出日より解約成立日までの間に、当社所定の方法により当社に通知することにより解約の意思の撤回をすることができるものとします。

第28条（当社側からの解除）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。
- (1) 本規約または優待サービス提供会社が別途定める利用規約・利用条件に違反する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- (3) 利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。
- (4) 本サービスの利用契約成立後に、第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合。
- (5) 第4条第2項に定める、本サービスの申し込み資格を有さない者が本サービスの利用契約を締結していた場合。
- (6) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。
- (7) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。
2. 当社は本条1項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。
4. 本条により月の途中で利用契約が解除された場合であっても、会員は本サービスの解約日が属する月の利用料金等を支払うものとします。

第29条（当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置）

1. 事由の如何を問わず、会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく当社インターネットサービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は本サービスの終了日が月の途中でであっても、当該終了日が属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が当社インターネットサービス以外の当社提供の電気通信サービスのお申し込みにより当社インターネットサービスの利用契約が終了する場合は、当該申込日の属する月の月末をもって終了するものとします。

第30条（利用契約終了後の措置）

事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第7章 雑則

第31条（通知・連絡等）

1. 当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。

2. 当社が、ホームページへの掲載により会員に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから 24 時間を経過した時に、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が会員に当該通知・連絡等を発信した時に、効力を生じるものとします。

第 32 条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 33 条（パーソナルデータの取り扱い）

当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第 34 条（権利の譲渡等）

1. 会員は、会員としての地位、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

第 35 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 36 条（合意管轄）

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表1 (第12条<適用範囲の分類>関係)

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

1. 要介護状態Aの状態にあること。
要介護状態Aとは、公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。
2. 要介護状態Bの状態にあること。
要介護状態Bとは、次の①および②のいずれにも該当する状態をいいます。ただし、正当な理由がなく公的介護保険制度の要介護認定等の申請を行っていないときは、要介護状態Bとはいいません。
①次のいずれかの行為の際に別表1-(1)に規定する状態であること。
ア. 歩行
イ. 寝返り
ウ. 立ち上がり
エ. 入浴
オ. 排せつおよび食事
②次のいずれかの状態にあるため他人の介護が必要な状態であること。
ア. 排せつまたは食事の際に別表1-(2)に規定する状態
イ. 認知症により別表1-(3)に規定する問題行動が2項目以上見られる状態
3. 軽度要介護状態にあること。
軽度要介護状態とは、認知症等により別表1-(3)に規定する問題行動が1項目以上見られる状態で、その状態が継続すると認められることをいいます。

別表1-(1)

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
立ち上がり	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまってもいすやベッド、車いす等で膝がほぼ90度に屈曲して座っている状態から立ち上がることができない。
入浴	介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(注)ができない。 (注) 洗身 スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいいます。
排せつおよび食事	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注)も全くすることができない状態であり、かつ自分では食事を全く摂取することができない。 (注) 排尿および排せつ後のいずれの後始末 身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。

別表1-(2)

排せつ	自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(注)をすることができない。ただし、自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合でも、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含みます。 (注) 排尿および排せつ後のいずれの後始末 身体のごれた部分を拭く行為およびトイレ内でよごれた部分を拭く行為をいいます。
食事	自分では食事を摂取することができない(注)。 (注) 食事を摂取することができない 小さく切る、ほぐす、皮をむくおよび魚の骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。

別表1－(3)

- | |
|--|
| <p>(1)ひどい物忘れがある。</p> <p>(2)まわりのことに関心を示さないことがある。</p> <p>(3)物を盗られたなどと被害的になることがある。</p> <p>(4)作話をし、周囲に言いふらすことがある。</p> <p>(5)実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。</p> <p>(6)泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。</p> <p>(7)夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。</p> <p>(8)暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。</p> <p>(9)しつこく同じ話をしたり、口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。</p> <p>(10)周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。</p> <p>(11)介護者の助言や介護に抵抗することがある。</p> <p>(12)目的もなく動き回ることがある。</p> <p>(13)自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。</p> <p>(14)外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。</p> <p>(15)1人で外に出たがり目を離せないことがある。</p> <p>(16)いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。</p> <p>(17)火の始末や火元の管理ができないことがある。</p> <p>(18)物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。</p> <p>(19)排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。</p> <p>(20)食べられないものを口に入れることがある。</p> <p>(21)周囲が迷惑している性的行動がある。</p> |
|--|

(2010 年 12 月 1 日制定実施)

(2011 年 5 月 16 日改定実施)

(2013 年 4 月 19 日改定実施)

(2013 年 6 月 4 日改定実施)

(2014 年 7 月 1 日改定実施)

(2014 年 12 月 12 日改訂実施)

(2015 年 2 月 1 日改訂実施)

(2015 年 3 月 3 日改訂実施)

(2015 年 4 月 1 日改訂実施)

(2015 年 6 月 2 日改訂実施)

(2015 年 7 月 1 日改訂実施)

(2016 年 1 月 6 日改訂実施)

(2016 年 2 月 1 日改訂実施)

(2020 年 4 月 1 日改訂実施)

(2022 年 4 月 1 日改訂実施)

(2023 年 6 月 1 日改定実施)